

三原市交通バリアフリー基本構想に係る交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、三原市交通バリアフリー基本構想に即して、JR三原駅周辺重点整備地区の交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添図面のとおり）
 - (1) JR三原駅から三原港までについての道路の区間
市道城町30号線
 - (2) JR三原駅から三原市役所までについての道路の区間
国道2号
市道港町5号線
 - (3) JR三原駅から三原赤十字病院までについての道路の区間
市道館町16号線
東町1号線
- 2 前号の特定道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) JR三原駅から三原港までについての道路の区間
 - ・実施事業内容 道路標識等の高輝度化
 - ・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで
 - (2) JR三原駅から三原市役所までについての道路の区間
 - ・実施事業内容 道路標識等の高輝度化
 - ・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで
 - (3) JR三原駅から三原赤十字病院までについての道路の区間
 - ・実施事業内容 横断歩道信号秒数の見直し
道路標識等の高輝度化
 - ・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで
 - (4) 上記(1),(2),(3)の道路の区間
 - ・実施事業内容 歩道上、横断歩道・バス停留所及びその付近等における違法駐車車両の指導取締り、違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
 - ・実施予定期間 随時
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき事項
 - (1) 高齢者、身体障害者、地域住民等からの意見の聴取
上記事業の実施に当たっては、高齢者・身体障害者関連団体の代表者、地域住民、その他道路利用者等の意見聴取に努める。
 - (2) 高齢者、身体障害者等への情報提供
音響信号機、高齢者等感应化青時間延長信号機については、その旨がわかるよう表示板を設置するとともに、押しボタンの位置をわかりやすいよう措置する。
 - (3) 関係機関との連携の強化
三原市と定期的に事業の検討及び点検を行う。
 - (4) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の改良・高度化の整備に当たっては、周辺信号機との系統制御を確保する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り、広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。